

## 自由研削といし業務特別教育(学科)の開催について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の運営に何かとご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第1号の規定により、標記の特別教育(学科)を開催致しますのでご案内申し上げます。

参考 労働安全衛生法第59条第3項 危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条(特別教育を必要とする業務)第1号 研削といしの取替え又は取り替え時の試運転の業務。  
敬白

## 記

- 日時 平成20年8月5日(火) 13時00分～17時00分
- 場所 此花会館 梅香殿 大阪市此花区西九条5-4-24 TEL06-6461-1547  
JR環状線 西九条駅下車 北80メートル
- 内容 1 関係法令  
2 自由研削といし、取り付け具等に関する知識  
3 自由研削といしの取り付け方法及び試運転に関する知識
- 受講料 西工業会会員事業場 1名 ￥6,350(受講料: ￥5,300 非課税 テキスト代: ￥1,050 内税)  
非会員事業場 1名 ￥7,350(受講料: ￥6,300 非課税 テキスト代: ￥1,050 内税)
- 申込方法 下記の申込書に所要事項を記入のうえ、受講料を添えて西工業会にお申込みください。  
申込みは、郵送・FAX(6582-2645)でも結構です。  
なお、当工業会への受講料納入は、銀行振込(阿波銀行 西大阪支店(普通)251057:口座名 社団法人 西工業会)でも結構です。  
(注)申込みされたら、「受講票」をお送り致します。  
お払込みの受講料は、欠席されても返却できませんので、交替して出席されますようお願いいたします。なお、交替される場合は、事前に西工業会までご連絡下さいますようお願いいたします。
- その他 Ⅰ 全科目修了者には、修了証明書(事業場用)及び修了証(個人用)を交付いたします。  
Ⅱ なお、この講習(学科)修了後、貴事業場において実技教育(2時間以上)を実施して下さい。  
Ⅲ お問い合わせ等は、(社)西工業会(TEL6582-0910)までお願いします。  
Ⅳ 会場には駐車場がありませんので、交通機関をご利用下さい。

## 自由研削といし業務特別教育(学科)受講申込書

受講番号	氏 名	生 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日

上記のとおり申し込みます。

平成20年 月 日

事業場名

所在地 〒

TEL( ) - FAX( ) -

連絡担当者氏名